

令和8年度

金沢地区

農地集積加速化基盤整備工事

07611－K02

特 記 仕 様 書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年10月

仙北地域振興局農林部

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目	条件	内 容
第1節 共通仕様書の適用	本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書（令和8年10月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない	
第2節 余裕期間制度の適用	● ない	・余裕期間制度の適用無し
	● ある 発注者指定方式	
	● ある 任意着方式	
第3節 技術者の専任	● ない 通常の契約工事	・専任を要しない主任技術者
	● ない 余裕期間設定工事	
	● ある 通常の契約工事	
	● ある 余裕期間設定工事	
第4節 現場施工着手日の指定	● ない	・現場施工着手日の指定無し
	● ある	
第5節 電子納品 ※電子納品運用ガイドライン等の運用（R7.9.5）	●	・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する
第6節 工事施工調整会議 （三者協議）	● ない	・対象なし
	● ある	
第7節 施工調査の対象工事 （歩掛調査） （間接工事等諸経費動向調査）	● ない	・対象なし
	● ある	
第8節 施工手段等の指定 （契約指定事項）	● ない	・指定事項なし
	● ある	
第9節 検査・品質管理関係		
1 中間検査	● ない	・中間検査なし
	● ある	
2 段階確認	● ない	・追加確認なし（土木工事共通仕様書のとおりに）
	● ある	
3 重点監督対象工事	● ない	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする。
	● ある	
4 規格値	● ない	・新たな定めなし（土木工事共通仕様書施工管理基準による）
	● ある	
第10節 標準設計図	(1) 設計図書に示す記号表示は、「秋田県農業農村整備事業標準設計図（令和3年度）」（以下、「標準設計図」という）に基づき、構造物の種類及び規模を表している。 (2) 実施にあたっては、対象構造物が機能及び構造上十分な効用を発揮できるよう、現場状況を十分把握したうえで、現地に適合するよう施工しなければならない。	
第11節 現場技術員	● ない	・配置なし
	● ある	

第12節 秋田県公共事業に係る環境配慮方針に基づく取組	●	ない	・該当しない
		ある	
第13節 被災地域における被災農林漁家の就労機会確保について	(1) 受注者は、工事の施工にあたっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 (2) なお、被災地域における被災農林漁家の雇用実績等を把握するために、以下の内容で調査を行うので、受注者は協力すること。 ①工事着手時点における雇用見込人数 ②月毎の雇用実績人数		
第14節 週休2日制工事の対象	●	発注者指定型	・本工事は、秋田県週休2日制工事（発注者指定型）である。 ・実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に基づいて実施するものとする。
		受注者希望型	
第15節 女性技術者活躍モデル工事の対象		発注者指定型	
	●	受注者希望型	(1) 本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事（受注者希望型）であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。 (2) モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。
第16節 情報共有システム（ASP）の利用	(1) 受注者は、本工事において情報共有システム（ASP）を原則利用すること。ただし利用において通信環境が確保できない等の場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができる。 (2) 利用については、「秋田県土木工事共通仕様書」による		
第17節 地下埋設物の損傷事故防止	・ 本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。		
第18節 架空線等上空施設の損傷事故防止	・ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。		
第19節 その他特記事項 （法定外の労災保険の付保）	(1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 (2) 受注者は契約書第55条第2項に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。		
第20節 その他特記事項 （余裕期間制度適用の場合）	●	ない	・適用なし
		ある	
第21節 その他特記事項 （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）		ない	
	●	ある	・ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
第22節 その他特記事項 （労働者確保に要する間接費の設計変更）	(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、「農業農村整備工事標準積算基準書」（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する試行工事である。 営 繕 費： 借上費、宿泊費、労働者送迎費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。） 労務管理費： 労働者の募集・解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を通知するものとする。 (3) 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (4) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (5) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費として実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、積算基準により算出した額における実績変更対象費分を差し引いた費用を加算するものとする。 なお、全ての費用に対する証明書類の提出がない場合は、提出された証明書類の費用を対象に金額の変更を行うものとする。		

	(6) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (7) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
第23節 その他特記事項 (現場環境改善費)	●	ない	・条件なし
		ある	
第24節 その他特記事項 (1日未満で完了する作業の積算の適用)	(1) 「1日未満積算基準」の適用については、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節59によるものとする。 (2) 1日未満で完了する作業の判定に使用する作業量は、1箇所当りの作業量とする。 (3) 1日未満積算基準「3判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」による。		
第25節 その他特記事項 (運搬費及び準備費の設計変更)	(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象経費」という。)について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更することができる。 運 搬 費：建設機械の運搬費 準 備 費：伐開・除根・除草費 (2) 受注者から協議があった場合、発注者は工事打合せ簿で共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合(以下「割合」という。)を通知するものとする。 (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 (4) 受注者は、最終変更時点において、「実績変更対象経費に関する内訳書(様式1)」「(以下「内訳書」という。))を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する金額計算書など)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額に割合を乗じた額」を差し引いた金額を設計変更の対象とする。 (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 (8) 受注者は、実績変更対象費に係る設計変更について疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。		
第26節 その他特記事項 (建設現場等の遠隔臨場に関する試行について)	(1) 本工事は、建設現場の遠隔臨場に関する試行の対象とし、試行に要する費用について設計変更を行う対象工事である。 (2) 遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。		

第2章 材料

項目	条件		内 容						
第1節 再生資材の使用		ない							
	●	ある	・ 本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。						
			材料名	規格	施工箇所	備考			
			再生クラッシャー	RC-40	基礎工、路盤工				
第2節 レディミクストコンクリートの使用		ない							
	●	ある	・ 工事に使用するレディミクストコンクリートは、JISA5308またはこれに準ずる品質を有するもので、次に示すとおりとする。						
			種別	呼び強度 N/mm2	スラブ c m	粗骨材の 最大寸法 mm	最大 水セメント 比	セメントの種類	摘要
			均しコンクリート	18	-	-	65	高炉セメントB種	
			無筋コンクリート	18	8	40	60	高炉セメントB種	
			※ 高炉セメントB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。 ①当該現場地域で高炉セメントコンクリートの供給能力がない場合 ②著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合 ③災害復旧等、緊急を要する工事 ④その他、監督職員が高炉セメントの使用が困難と認めた場合						
第3節 重要なコンクリート構造物品質管理	●	ない	・ 該当なし						
		ある							
第4節 セメントコンクリート二次製品		ない							
	●	ある	・ 工事に使用するセメントコンクリート二次製品は次表のとおりとする。						
			製品名	種類・呼び名・規格等			抵抗モーメント・設計荷重		
			ボックスカルバート	幅300×高さ300×長さ2,000			T-25		
			鉄筋コンクリートU型側溝	450型、長さ2,000					
			鉄筋コンクリート用排水桝	PDW08-08、10-08					
			マンホール	直壁、1号用、900×300					
				斜壁、1号用、900×600					
				調整リング、600×100					
第5節 合成樹脂製品類		ない							
	●	ある	・ 工事に使用する合成樹脂製品類は次表のとおりとする。						
			製品名	種類・呼び名・規格等			備 考		
			塩ビ管継手	90° チーズ、φ65					
			取水栓	フィルター付 φ75×φ65					
			(1) 管水路工に使用する硬質塩化ビニール管は、JISK-6741の規格に合格したものとする。 また、管継手および異形管製品は、JISK-6743の規格またはこれに準ずる規格に適合したものでなければならない。 (2) 接着剤は JWWAS-101 の規格に合格したものではない。						
第6節 鉄鋼製品類		ない							
	●	ある	・ 工事に使用する鉄鋼製品類は次表のとおりとする。						
			製品名	種類・呼び名・規格等			備 考		
			マンホール蓋	FCD、600用			T-14		
第7節 山 砂		ない							
	●	ある	・ 工事に使用する山砂は、ごみ、泥、有機物等有害物を含まないもので、75μmふるいを通過する量が全試料の6%以下となるものを使用することとし、事前に監督職員の承諾を得ること。						
第8節 注入目地材及び目地板	●	ない	・ 使用なし						
		ある							
第9節 瀝青材料		ない							
	●	ある	・ 工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。						
			製品名	種類・呼び名・規格等			備 考		
			アスファルト	再生②密粒度As 20					
			アスファルト乳剤	プライムコート PK-3					
			粒度調整碎石	M-40					

第10節 再生アスファルト混合物の使用 (溶融スラグ入り)	●	ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)								
		ある									
第11節 溶融スラグ入りまたは、フライアッシュ入りプレキャストコンクリート製品の使用		ない									
	●	ある	・当工事において使用する下記コンクリート製品については、秋田県認定リサイクル製品(溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品または、フライアッシュ入りプレキャストコンクリート製品)を使用すること。 なお、やむを得ず認定製品を使用できない場合には、その理由について監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。 【対象製品】 鉄筋コンクリートU型側溝 450型 L=15m								
第12節 もみがらの使用	●	ない	・使用なし								
		ある									
第13節 パイプライン付属材料		ない									
	●	ある	工事に使用するパイプライン付属材料は、次に示すとおりとする。 (1) 制水弁はJISB-2062の規格に合格したものとするが、分水バルブ、キャップバルブ式制水弁の使用にあたっては、製品名、設計図面等を提出して監督職員の承認を受けなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>製品名</th> <th>種類・呼び名・規格等</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制水弁</td> <td>φ200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フランジ短管</td> <td>メカ受口付、φ200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 管体基礎工に使用する再生砕石 ・本工事で使用する再生砕石は、コンクリート再生砕石とする。 ・コンクリート再生砕石は、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重(点支持)となるアスファルト殻や再資源化施設の製造過程で混入する金属等(以下「異物等」という)を除去したものを使用するものとする。 ・受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては監督職員の段階確認を受けなければならない。	製品名	種類・呼び名・規格等	備 考	制水弁	φ200		フランジ短管	メカ受口付、φ200
製品名	種類・呼び名・規格等	備 考									
制水弁	φ200										
フランジ短管	メカ受口付、φ200										
第14節 法面保護用材	●	ない	・使用なし								
		ある									
第15節 県産材(間伐材)を利用した工事名標示板		ない									
	●	ある	・本工事には、県産材(間伐材等)を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置すること。								
第16節 指定材料の確認	●	ない	・指定なし								
		ある									
第17節 その他特記事項 (中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更)	1.	本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。 2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。 なお、別途調達経費が必要となる場合は、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む) 3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。									

第2編 開水路編
第1章 一般事項

項 目	内 容
第1節 一般事項	(1) 地区境、境界杭及び測点杭等については現地で確認し、必要に応じて杭の保護あるいは控え杭を設けなければならない。また、地区境沿いで施工を行う際、境界杭の有無を確認し亡失及び移動している場合は現地に復元し、常に地区境を確認できる状態を維持しなければならない。 (2) 掘削にあたっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。 (3) 掘削土の一時置土において、耕土に混入させないように留意して施工しなければならない。

第2章 水路工

第1節 土工	(1) 掘削をするときは、水路内の腐植土、草木根等の有機物質等、盛土材として適していないものについては、除去しなければならない。 (2) 埋戻しは掘削流用土を使用するものとするが、埋戻しに適さない不良土と判断される場合には監督職員と協議の上、良質土に変更する場合がある。 (3) 掘削は過掘りのないように十分注意して施工すること。 (4) 埋戻し・盛土は、振動コンパクタで十分締め固めるものとし、連続作業ができない箇所または狭隘な箇所については、タンバ、タコにより十分転圧を行い、不等沈下、溝畔崩壊等が生じないように施工すること。
第2節 水路工	(1) 二次製品水路の掘付けに際しては、吊り金具等により損傷を与えないよう丁寧に扱うものとする。 (2) 二次製品水路の取り付け及び局部等を現場打ちで行う場合には、標準設計図「一般 K-80」により、確実に補強を行うこと。
第3節 付帯工	(1) 交差工及び分水樹工の土砂溜めは、最も低い欠口部で最低10cmは確保すること。 (2) 交差工及び分水樹工の設置高は、上流水路の天端合わせを基本とするが、曲部工及び道路沿いで、天端合わせによりステップ幅が減少し、所定の法勾配で法面が維持できない場合には、上記（1）の土砂溜めを確保した上で、樹天端を上げて布設すること。 なお、これにより難い場合は監督職員と協議を行い、承諾を得てから施工しなければならない。 (3) 交差工及び分水樹工により用水調整を必要とする箇所については、地元と十分打ち合わせを行い、堰上げ部と分水部には必ず角落としを設置すること。 (4) 取水工及び水口工は、構造上取水に支障のないよう適切な位置・高さに取り付けを行うこと。 なお、接続管は無筋コンクリートまたはモルタルで十分充填するとともに、溝畔の沈下及び法崩れ等のないよう、タコ等で十分突き固めを行うこと。

第3章 既設構造物撤去等

第1節 コンクリート二次製品類	(1) コンクリート二次製品類の撤去にあたっては、事前に規格寸法、延長等を現地で確認した上で実施することとし、施工管理資料（調書及び写真）として整理しておかなければならない。 (2) 撤去したコンクリート二次製品類の取り扱いについて、関係土地改良区に再利用の有無を確認中であり、その結果によっては一部の製品が建設副産物処理となる場合も想定されるため、事前に監督職員の指示を受けなければならない。
-----------------	---

第3編 管水路編
第1章 一般事項

項 目	内 容
第1節 一般事項	(1) 地区境、境界杭及び測点杭等については現地で確認し、必要に応じて杭の保護あるいは控え杭を設けなければならない。また、地区境沿いで施工を行う際、境界杭の有無を確認し亡失及び移動している場合は現地に復元し、常に地区境を確認できる状態を維持しなければならない。 (2) 掘削にあたっては、法面の崩壊に十分注意して施工しなければならない。 (3) 掘削土の一時置土において、耕土に混入させないように留意して施工しなければならない。

第2章 管体工

第1節 掘削工	(1) 掘削をするときは、水路内の腐植土、草木根等の有機物質等、盛土材として適していないものについては、除去しなければならない。 (2) 掘削は過掘りのないように十分注意して施工すること。 (3) 水田及び普通畑の施工にあたっては、掘削前に踏荒し巾を考慮して耕土厚をはぎ取り、掘削運搬に支障のない位置に仮置きし、管の埋設後再度耕土を人力で搬入、整地するものとする。特に耕土に石礫、下層土等が混合しないよう施工しなければならない。 (4) 心土についても耕土と同様に取扱い、耕土、心土、下層土と各々区分して仮置きしなければならない。 (5) 掘削の延長は、原則として当日中に管布設および埋戻しが完了できる範囲とし、施工中の排水についても十分注意しなければならない。
第2節 管体工	(1) 布設に際しては管体の表示を上部に向け、確認しやすい状態に布設しなければならない。 (2) 管は布設に先立ち、管の内面、接合部などを布切れで十分清掃して損傷の有無を点検しなければならない。 (3) 管の布設は規定位置に正確に据付け、原則として低位部より高位部に向かって施工しなければならない。 (4) 1日の布設作業が終了した末端の管には仮蓋をして、土砂等の流入を防がねばならない。また、布設後、管が浮上する恐れがある場合は、速やかに埋戻しをしなければならない。
第3節 埋戻工	(1) 埋戻しは掘削流用土を使用するものとするが、埋戻しに適さない不良土と判断される場合には監督職員と協議の上、良質土に変更する場合がある。 (2) 埋戻・盛土は、振動コンパクタで十分締め固めるものとし、連続作業ができない箇所または狭隘な箇所については、タンバ、タコにより十分転圧を行い、不等沈下、溝畔崩壊等が生じないように施工すること。 (3) 埋戻しは、下層土、心土、耕土の順に埋戻しをしなければならない。特に人力埋戻し部においては管低部に空隙ができないように、突き棒等を用いて十分突き固めなければならない。
第4節 付帯工	(1) 制水弁工の施工位置は、耕作に支障のないよう耕地の隅角あるいは畦畔に設置するものとし、施工位置は必ず監督職員の承認を受けなければならない。

第3章 既設構造物撤去等

第1節 コンクリート二次製品類	(1) コンクリート二次製品類の撤去にあたっては、事前に規格寸法、延長等を現地で確認した上で実施することとし、施工管理資料（調書及び写真）として整理しておかなければならない。 (2) 撤去したコンクリート二次製品類の取り扱いについて、関係土地改良区に再利用の有無を確認中であり、その結果によっては一部の製品が建設副産物処理となる場合も想定されるため、事前に監督職員の指示を受けなければならない。
-----------------	---

第4編 舗装編
第1章 一般事項

項 目	内 容
第1節 一般事項	(1) 地区境、境界杭及び測点杭等については現地で確認し、必要に応じて杭の保護あるいは控え杭を設けなければならない。また、地区境沿いで施工を行う際、境界杭の有無を確認し亡失及び移動している場合は現地に復元し、常に地区境を確認できる状態を維持しなければならない。 (2) 路肩盛土材は、良質土を使用すること。

第2章 アスファルト舗装工

第1節 上層路盤工	(1) 下層路盤面の有害物は除去するものとし、異常を発見した場合は監督職員と協議を行うこと。
第2節 表層工	(1) 表層工の施工にあたっては、プライムコート（126ℓ／100㎡以上）を上層路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。

現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編 第1章 総則

項 目	内 容		
第1節 積算基準	(1) 参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。 (2) 積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準等を参考にしています。 ・土地改良工事積算基準（土木工事）令和8年度 農林水産省 ・土地改良工事積算基準（機械経費）令和8年度 農林水産省 ・土地改良工事積算マニュアル（土木工事）令和8年度版 （一社）農業農村整備情報総合センター ・農業農村整備工事等標準積算基準書 令和8年10月以降適用 秋田県農林水産部		
第2節 施工調査関係	●	ない	・対象なし
		ある	
第3節 現場技術員業務	●	ない	・該当なし
		ある	

第2編 現場説明事項 第1章 条件明示

第1節 工程関係												
1 他工事との関連事項	●	ない	・関連なし									
		ある										
2 施工時期、時間・施工方法の制限事項		ない										
	●	ある	(1) 作業時間帯の設定 本工事の作業時間帯は、下表に示すとおりとします。 なお、受注者は関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督職員と協議してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種又は種別・細別</th><th colspan="2">時 間 帯</th><th rowspan="2">期 間</th></tr> <tr> <th>作業開始</th><th>作業終了</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水路工、道路工</td><td>8時00分</td><td>17時00分</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 本工事について、関係機関等から施工時間帯等の制約を受けた場合には別途協議します。 (3) 本工事について、建設機械及び資材の搬入・搬出は、通勤・通学時間帯を避けて行って下さい。 (4) 本工事の現場管理費率の冬期補正については、令和8年11月2日から令和9年3月19日の期間を工期とし補正しています。 (5) 冬期屋外工事の歩掛補正については、令和8年11月2日から令和9年3月19日の期間を工期とし補正しています。 (6) 工費用除雪については、令和8年12月から令和9年3月の期間を対象に計上しています。	工種又は種別・細別	時 間 帯		期 間	作業開始	作業終了	水路工、道路工	8時00分	17時00分
工種又は種別・細別	時 間 帯		期 間									
	作業開始	作業終了										
水路工、道路工	8時00分	17時00分										
3 関係機関との協議事項		ない										
	●	ある	(1) 施工にあたり関係市町村（仙北郡美郷町）及び関係機関（秋田県仙南土地改良区）と連絡調整を図って下さい。									
4 部分引き渡し	●	ない	・部分引き渡しなし									
		ある										
第2節 用地関係												
1 用地の制限に関する事項		ない										
	●	ある	(1) 工事の施工上必要な作業用地等を農地に求める場合、農地法第4条及び第5条に基づく「農地の一時転用」が必要となります。事前に関係市町村、農業委員会等と調整を図り、この結果（写し）を監督職員に報告して下さい。									
第3節 公害関係												

1 施工方法、時間の制限に関する事項	●	ない	・制限なし																									
		ある																										
2 事業損失に関する事項		ない																										
	●	ある	(1) 施工途中において、騒音、振動、地下水低下等の影響により調査及び対策の必要が生じた場合は別途協議します。																									
			(2) 工事施工に伴い、近隣家屋等に影響を及ぼす恐れがある場合には別途協議します。																									
3 第三者に対する措置			(1) 地区境界付近の施工においては境界を十分に確認するとともに、他の施設（道路、水路、家屋等）と近接して施工する場合は、施設の保全について十分考慮して下さい。 (2) 公道及びその付近で工事を行う場合には一般車両及び歩行者を最優先し、徐行及び安全運転を遵守するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置するなど、交通安全対策には万全を期して下さい。 (3) 汚濁水については直接河川、湖沼等に流下させないよう施工方法に留意するとともに、必要に応じて流末処理（河川汚濁防止施設）を設けて下さい。																									
第4節 安全対策関係																												
1 交通誘導員に関する事項		ない																										
	●	ある	(1) 一般交通の支障となる箇所には交通誘導員を配置し、交通安全に努めて下さい。なお、現場状況、施工方法、関連工事との調整及び地元関係者・警察との協議により変更の必要が生じた場合には設計変更の対象とします。																									
2 交通安全に関する事項	●	ない	・対象なし																									
		ある																										
3 その他に必要な安全対策	●	ない	・対象なし																									
		ある																										
第5節 工事用道路関係																												
1 一般道路の搬入路指定及び制限		ない																										
	●	ある	(1) 運搬路に使用した既設道路舗装等の補修が必要となった場合は協議の対象とします。																									
2 仮設道路の設置	●	ない	・設置なし																									
		ある																										
第6節 仮設備関係																												
1 仮設備の設置	●	ない	・設置なし																									
		ある																										
第7節 工事支障物件関係																												
1 支障物件等に関する事項	●	ない	・支障物件なし																									
		ある																										
第8節 建設副産物関係																												
1 建設リサイクル法の対象工事		ない																										
	●	ある	・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。																									
			(1) 分別解体等の方法 明示した以下の事項と別の方法による場合でも変更の対象とはしません。																									
【対象工事】 次の①かつ②に該当する工事 ①特定建設資材を使用・搬出する工事 ※排出量がゼロでも使用量がある場合は対象 ※特定建設資材 ・コンクリート ・プレキャスト鉄筋コンクリート版など ・木材 ・アスファルト・コンクリート ②請負額が500万円以上(税込み)の工事			<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程毎の作業内容及び解体方法</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法 (解体工事のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">①仮設</td> <td rowspan="6">仮設工事 ■有 □無</td> <td>□手作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□手作業・機械作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td> <td>その他の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業</td> </tr> </tbody> </table>	工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業		□手作業・機械作業		②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業
工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)																									
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業																										
		□手作業・機械作業																										
		②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																								
		③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																								
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																								
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業																								
⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業																										

			※作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。 ※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。 (2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地 積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではありません。												
			<table border="1"> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> <th>運搬距離</th> </tr> <tr> <td>コンクリート殻 (有筋)</td> <td>(株)マルコ産業処分場</td> <td>仙北郡美郷町六郷</td> <td>4.9km</td> </tr> <tr> <td>アスファルト殻 (塊)</td> <td>(株)マルコ産業処分場</td> <td>仙北郡美郷町六郷</td> <td>4.9km</td> </tr> </table>	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離	コンクリート殻 (有筋)	(株)マルコ産業処分場	仙北郡美郷町六郷	4.9km	アスファルト殻 (塊)	(株)マルコ産業処分場	仙北郡美郷町六郷	4.9km
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離												
コンクリート殻 (有筋)	(株)マルコ産業処分場	仙北郡美郷町六郷	4.9km												
アスファルト殻 (塊)	(株)マルコ産業処分場	仙北郡美郷町六郷	4.9km												
2 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)	●	ない	・現場外搬出なし												
		ある													
第9節 濁水処理及び薬液注入関係															
1 濁水処理に関する事項		ない													
	●	ある	・ 工事施工に伴う汚濁水の排水に関しては「農業農村整備事業における泥水流出対策実施要領」を遵守し、下流域の実態について十分配慮して施工を進めて下さい。												
2 薬液注入の施工	●	ない	・ 施工なし												
		ある													
第10節 設計変更に伴う契約変更の取扱															
1 設計変更の手続き	・ 土木工事等に係る設計変更は、その変更が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ「工事打合せ簿」により監督職員を通じて行うものとします。														
2 契約変更の手続き	・ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。 ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとし、設計変更内容について、受注者と書面を取り交わしておくものとします。														
3 軽微な設計変更	・ 軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいいます。 (1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの (2) 工事打合せ簿による変更見込金額の合計額が当該契約金額の30%又は1千万円をこえるもの														
4 設計変更において追加が 予想される事項		ない													
	●	ある	・ 本工事の設計変更において、追加が予想される事項は次のとおりです。 (1) 水路延長の変更 (2) 付帯工の追加 (3) 建設副産物処理量の変更 (4) コンクリート構造物の撤去数量の変更 (5) 仮設工の変更												
第11節 その他															
1 工事現場発生材 (工事現場再利用品) (建設副産物処理対象)		ない													
	●	ある	(1) 従来施設の撤去により発生したベンチフリュームは、コンクリート2次材料として再利用するので、あらかじめ監督職員の確認を受けなければなりません。												
2 その他条件 (快適トイレ導入対象工事)		ない													
	●	ある	・ その他の条件は、次のとおりとします。 ・ 快適トイレ設置に要する費用については、次によるものとします。 (1) 本工事は、快適トイレの導入費用として共通仮設費（営繕費）に下表の想定で当初数量を計上している。												
			<table border="1"> <tr> <td>設置基数</td> <td>1 基</td> </tr> <tr> <td>設置月数</td> <td>5 月</td> </tr> <tr> <td>工事期間中の延べ設置基数</td> <td>5 基・月</td> </tr> <tr> <td>1基の1月当たり単価</td> <td>57,000 円／基・月</td> </tr> </table>	設置基数	1 基	設置月数	5 月	工事期間中の延べ設置基数	5 基・月	1基の1月当たり単価	57,000 円／基・月				
設置基数	1 基														
設置月数	5 月														
工事期間中の延べ設置基数	5 基・月														
1基の1月当たり単価	57,000 円／基・月														

			(2)受注者は、快適トイレの設置にあたっては、土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則第1節58「快適トイレ実施要領」に基づき、監督職員と協議の上、規格、基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により、上限57,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。ただし、「施工箇所が点在する工事の積算」の適用工事の場合は、個々の施工箇所ごとに男女別で各1台ずつ計2台までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)の対象とし、別途計上は行わない。
3 その他条件 (女性技術者活躍モデル工事)		発注者 指定型	
	●	受注者 希望型	(受注者希望型) ・女性技術者活躍モデル工事を実施する場合の条件は次のとおりです。 (1) 快適トイレの設置に要する費用は、快適トイレ実施要領に基づき計上します。 (2) 女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、それを証明できる書類の写し(実際の取引伝票等)を監督員に提出するものとし、その費用については設計変更の対象とします。
4 その他条件	●	ない	・条件なし
		ある	